

# 月刊ハローワーク通信

ハローワーク秋田のイベント・情報などを紹介する広報紙です  
《2024.5月号》



発行: 〒010-0065 秋田市茨島1-12-16  
ハローワーク秋田 (電話 018-864-4111)

当所へ電話でお問い合わせの際は、部門コード (問い合わせ先右端の【】内) を押してください。

ハローワーク秋田の  
各種情報はこちら!



## 「高卒求人作成セミナー」を開催します!

日 付: 令和6年5月22日 (水)  
時 間: 14:00~15:30  
開催方法: オンライン (zoom)  
定 員: 先着80事業所

### 《説明内容》

- ・採用選考スケジュール、募集活動について
- ・高卒求人の作成について
- ・ユースエール認定制度について
- ・有効な自社PR方法の紹介

### 《参加申し込みについて》

令和6年5月17日 (金) までに下記メールアドレスへ  
①事業所名、②所在地、③電話番号、④担当者名をお知らせください。

メールを確認出来ましたら、当日のミーティングID・パスコード、注意事項などを返信いたします。

メールアドレス

[202405seminar@mhlw.go.jp](mailto:202405seminar@mhlw.go.jp)

※5月21日 (火) までにこちらから返信がなかった場合、  
お手数ですが下記までお電話ください。



学卒求人に関するお問い合わせは、

秋田新卒応援ハローワーク

秋田市中通2-3-8 アトリオン3階  
(ハローワークプラザアトリオン内) 電話: 018-836-7820

月・水・金

9:00~17:15

火・木

9:00~18:30

第2・4土曜

10:00~17:00

※いずれも日・祝除く

# 求人票に明示する労働条件が新たに3点追加されるのでご注意ください

職業安定法施行規則の改正により、**2024（令和6）年4月1日以降**、ハローワークに求人申込みを行う場合は、求人票に以下の①～③の**明示**をお願いします。

## ① 従事すべき業務の変更の範囲<sup>※</sup>

- ・採用後、業務内容を変更する予定がない場合は、「仕事の内容」欄に「**変更範囲：変更なし**」と明示してください。
- ・将来の配置転換など、雇入れ直後の業務と異なる業務に配置される見込みがある場合には、同欄に**変更後の業務を明示**してください。

## ② 就業場所の変更の範囲<sup>※</sup>

採用後、雇入れ直後の就業場所と異なる就業場所に配置される見込みがある場合は、転勤の可能性を「1. あり」とした上で、**転勤範囲を明示**してください。

※「変更の範囲」とは、雇入れ直後だけでなく、将来の配置転換など今後の見込みも含めた、締結する労働契約期間中での変更の範囲のことをいいます。

## ③ 有期労働契約を更新する場合の基準

※通算契約期間または更新回数の上限を含みます。

- ・雇用期間の定めがあり、当初の予定の雇用期間終了時点で契約更新をする可能性がある場合は「**契約更新の可能性**」欄を「1. あり」に○を付けてください。
- ・更新継続が期待される場合は「**原則更新**」、更新の可能性はあるもののそれが確実ではない場合は「**条件付きで更新あり**」に○を付けてください。

■原則更新の場合は以下のように明示してください。

**有期労働契約の通算契約期間または更新回数に上限がある場合**

「求人に関する特記事項」欄に「更新上限：有（通算契約期間○年／更新回数○回）」

※更新上限がない場合に、その旨を明示する必要はありません。

■条件付きで更新ありの場合は以下のように明示してください。

- ・「**契約更新の条件**」欄に**具体的な更新条件**を記載
- ・**有期労働契約の通算契約期間または更新回数に上限がある場合**、同欄に記載

※更新上限がない場合に、その旨を明示する必要はありません。

雇用期間	1. 定めなし ② 定めあり(4ヶ月以上) 3. 定めあり(4ヶ月未満) 4. 日雇(日々又は1ヶ月未満) 年 月 日 ~ 年 月 日 又は 年 月 日
契約更新の可能性	① あり(原則更新) <b>条件付きで更新あり</b> 2. なし (契約更新の条件: <b>会社が定める能力評価により判断</b> (通算契約期間上限4年／更新回数上限3回))

この内容や具体的な求人票の記載方法については、

お問い合わせ先

ハローワーク秋田

求人部門

【31#】

# 電子申請アドバイザーがあなたのオフィスを訪問します！

## 雇用保険電子申請アドバイザーとはどんな人ですか？

秋田労働局長から委嘱を受けた雇用保険制度にも精通した社会保険労務士であり、電子申請手続きについても経験・知識が豊富です。

## どのような支援をしてくれますか？

電子申請を始めるための、質問・相談・疑問等にお答えします。  
無料で取得可能なID (※GビズID) の取得方法、申請までの流れ等、わかりやすく説明します。  
電子申請 (e-Gov) の体験入力 (デモンストレーション) も行っています。

## 相談したい場合はどうすればいいですか？

- ハローワーク秋田で相談を行っています。(毎月2回程度)  
※相談日については、事前予約がおすすめです。
  - 訪問による説明・相談等を行っています。  
※事業所訪問については、事前予約が必要です。
- お問い合わせ先：秋田労働局職業安定課 雇用保険担当(休祝日除く月～金曜日の8:30～17:15)

TEL：018-883-0006 メールアドレス：05ar-koyohoken@mhlw.go.jp

メリット  
いっぱい

- 電子申請なら24時間365日いつでも申請が可能
- 個人情報の持ち運びが不要！個人情報保護の観点からも安全性が高まります
- 移動時間や郵送費などのコスト削減が期待できます！

## 精神・発達障害者

参加無料・予約制

New!

## しごとサポーター養成講座を開催します！

### e-ラーニング版を始めました！

「まず基礎知識を学びたい」という方はぜひご利用ください。

しごとサポーター eラーニング 検索

一般の従業員の方を主な対象に、精神障害、発達障害に関して正しく理解いただき、職場における応援者(精神・発達障害者しごとサポーター)となっていただくための講座を以下の日程で開催します。

- 開催日：令和6年5月23日(木)、9月26日(木)、12月19日(木)、令和7年3月13日(木)
- 時間：14:00～15:30
- 場所：ハローワーク秋田 2階 小会議室  
※受講は無料ですが、事前予約が必要です。
- 内容(予定)：「精神疾患(発達障害を含む)の種類」、「精神・発達障害の特性」、「共に働く上でのポイント(コミュニケーション方法)」等について
- 受講対象：企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です。  
※現在障害のある方と一緒に働いているかどうかは問いません。



出張講座も  
あります！

- ◎「精神・発達障害者しごとサポーター」は特別な資格制度等ではありません。  
また本講座の受講により、職場の中で障害者に対する特別な役割を求めるものでもありません。

しごとサポーターポータルサイトを開設しています。  
受講者の声をはじめ、幅広い情報をご覧いただけます。

しごとサポーター 検索



お問い合わせ先

ハローワーク秋田 専門支援部門【43#】

「秋田市」の新規事業を紹介します!

# 就職氷河期世代安定雇用奨励金

就職氷河期世代の正規雇用の推進を目的に、不安定な就労状態にある就職氷河期世代を正規雇用し、定着を図る市内事業所に対して交付される奨励金です。

**交付額**

採用1人当たり ◆中小企業 **30万円** ◆大企業 **25万円**

厚生労働省の助成金の支給決定金額が本奨励金の金額を下回る場合は助成金の支給決定額と同額を交付します。

**対象要件**

令和5年4月1日以降に対象労働者(市内に住所を有している等の要件あり)を雇用し、厚生労働省の**特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース)の第1期支給決定を受けた事業主**

※他にも対象要件がありますので、事前に秋田市のHPでご確認ください。

**申請期限**

申請期限は特定求職者雇用開発助成金の第1期支給決定通知後60日以内

**申請書類**

様式等は秋田市HPからダウンロードするか、下記窓口でお渡しします

秋田市 就職氷河期 奨励金

検索

**お問い合わせ**

秋田市産業振興部企業立地雇用課 [市庁舎3階 窓口3-7] 018-888-5734



## ハローワーク秋田 雇用の動き(令和6年3月)

**概況(全数)**

有効求人倍率は、1.37倍と前年同月比0.04ポイントの低下となった。

新規求職者数は、在職者及び離職者、無業者ともに減少したことから、1,503人(前年同月比▲8.1%)と2か月連続の減少となった。有効求職者数は、6,342人(前年同月比▲1.3%)と2か月連続の減少となった。新規求職者の動向としては、パート求職者が6か月ぶりに減少した。また、事業主都合離職者が4か月連続で増加するなど増加傾向にある。

新規求人数は、3,167人(前年同月比▲19.3%)と3か月ぶりの減少となった。冠婚葬祭業や情報通信業などで求人が増加したものの、木材・木製品製造業で学卒採用への移行や採用計画の変更等により求人提出の動きがなかったこと、一般貨物自動車運送業から物流関連業務の求人がなかったこと、労働者派遣業から官公庁関連の求人がなかったこと等が主な減少要因である。有効求人数は、8,707人(前年同月比▲3.7%)と2か月ぶりの減少となった。

事業所の動向としては、小規模な事業縮小による雇用調整や事業廃止が散見される。また、物価上昇や人手不足等により先行きを不安視する事業所が見受けられる。

事業所の人手不足解消の一助として、ハローワークでの週2回のミニ会社説明会開催や、4月に制度改正された事業主都合離職者等をより高い賃金で雇い入れる事業主を支援する早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース)を積極的に周知することとしている。

**■有効求人倍率(全数)の推移**

